

法律実務家のための

コンプライアンスと
危機管理

法律実務家
基礎知識

木目田裕監修・執筆
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
危機管理グループ編

の基礎知識

有斐閣

はしがき

本書は、有斐閣の「法律実務家のための基礎知識」シリーズの第1弾であり、主題は「コンプライアンスと危機管理」である。

本書が想定する主な読者層は、弁護士などの法曹や企業において法務・コンプライアンスに関わる役職員（役員及び従業員）など、企業不祥事に対応する法律実務家である。「法律実務家のための基礎知識」シリーズは、かかる「法律実務家」が具体的な案件に取り組むために理解しておいたほうがよい法分野・関連分野の基礎知識を習得できる書籍群として企画された。

本書は、かかる企画の趣旨に沿って、総論として、企業不祥事におけるコンプライアンスや危機管理の要点を取り上げたうえで、各論として、企業不祥事の具体的な類型を一通りカバーすることとし、各類型ごとに、①実体法規制の概要、②コンプライアンス上の着眼点、③危機管理上の留意点を解説することとした。

本書で取り上げた各論の範囲は、金融商品取引法違反（粉飾決算、インサイダー取引、偽計・風説の流布、相場操縦、大量保有報告義務違反その他）、独占禁止法違反（カルテル、私的独占、不公正な取引方法、下請法）、汚職（贈収賄、外国公務員贈賄、政治資金規正法・公職選挙法）、サイバー・セキュリティ、製品不正・検査不正、景品表示法違反などの消費者保護、役職員の金銭的不正（詐欺・横領・背任）、個人情報保護、営業秘密保護、ハラスメント、反社会的勢力対応、特殊業過・管理監督過失などである。

執筆者は、監修者を含め、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の危機管理グループに所属する弁護士である。いずれも企業不祥事について実務経験豊富なパートナーであり、監修者において誇りに思っているチームの仲間である。各執筆者は、各自の実務経験を踏まえて、単に法律知識を概説することにとどまらず、コンプライアンスや危機管理上の実務的なポイントについても、法律実務家にとって役に立つ情報を提供すべく努めた。

執筆者一同としては、本書が企業不祥事の防止や危機管理のために実務の現場で大いに活用されることを期待している。

本書の出版にあたっては、企画立案から校正に至るまで、有斐閣の鈴木淳也氏に多大なご尽力を頂戴した。この場をお借りして、同氏に対し、心より御礼を申し上げたい。

2025年4月
監修者として
弁護士 木目田 裕

目次

はしがき	i
凡例	xiv
執筆者一覧	xvi

第1部 総論

第1章 | 企業不祥事を防ぐためのコンプライアンスの要点 002

- I. コンプライアンスとは何か 002
- II. コンプライアンスの歴史等 006
- III. 不正のトライアングル(動機・機会・正当化) 010
- IV. 機会の防止(牽制・チェックの仕組み) 013
- V. 性弱説(正当化)への対処としての牽制・チェックの仕組み 015
- VI. 組織風土 017
- VII. 心理的安全性を高める 020
- VIII. 割れ窓理論、ヒヤリハット 023
- IX. 三線ディフェンス 024
- X. 海外子会社・現地法人 024
- XI. 内部通報制度 027

第2章 | 企業不祥事があった場合の危機管理上の要点 031

- I. 危機管理とは何か 031
- II. 危機管理の多様性 032
- III. 社会や時代の変化との密接性 033
- IV. 危機管理における対応上のポイントと法規範 035
- V. 第三者委員会など、事実調査の主体・枠組み 038
- VI. 事実調査における留意点 045
- VII. 当局の捜査・調査における留意点 047
- VIII. 公表及び広報対応における留意点 050
- IX. 危機管理の要諦 052

第2部 各論

第1章 | 金融商品取引法違反 056

I. 公開買付制度・大量保有報告制度 056

1. 公開買付制度 056

(1) 公開買付制度の概要 (056) / (2) 公開買付けが必要とされる場合 (057) / (3) 近時の法改正の動向 (058) / (4) 公開買付けの手の流れ (060) / (5) 公開買付規制におけるエンフォースメント (060) / (6) 近時のトピック (063)

2. 大量保有報告制度 066

(1) 大量保有報告制度の概要 (066) / (2) 特例報告制度 (068) / (3) 大量保有報告規制におけるエンフォースメント (068) / (4) 大量保有報告規制違反を把握した場合の対応 (070) / (5) 大量保有報告規制に関する法執行及び法改正の機運の高まり (072)

II. 金融商品取引業者等に対する規制(業規制、損失補てん) 074

1. 業法違反 074

(1) 総論 (074) / (2) 行為規制 (075) / (3) 事故届 (076) / (4) 証券検査・行政処分 (077)

2. 損失補てんの禁止 078

(1) 規制の概要 (078) / (2) 違反の効果等 (079)

III. 不正取引 080

1. インサイダー取引規制 080

(1) 概要 (080) / (2) 処分事例 (084)

2. 相場操縦規制 086

(1) 概要 (086) / (2) 処分事例 (087)

3. 偽計・風説の流布 088

(1) 概要 (088) / (2) 処分事例 (088)

IV. 実務対応(粉飾決算発覚時) 090

1. 粉飾決算とは 090

2. 粉飾決算発覚後の実務対応 091

目次

(1) 経営陣への報告 (091) / (2) 監査法人への報告 (092) / (3) 調査委員会の設置 (093) / (4) 財務局への相談 (094) / (5) 証券取引所への相談 (095) / (6) 定時株主総会の継続会の開催決定 (095) / (7) 調査報告書の公表、有価証券報告書及び過年度の訂正報告書の提出等 (096) / (8) 課徴金減算制度の利用の検討 (097)

3. 粉飾決算に伴う会社・役員等の責任 097

(1) 会社に対する課徴金 (097) / (2) 会社に対する証券取引所による処分 (098) / (3) 会社・役員等の民事責任(証券訴訟・株主代表訴訟) (099) / (4) 会社・個人の刑事責任 (100)

第2章 | 独占禁止法・競争法 101

I. 独占禁止法の概要と近時の動向 101

II. 不当な取引制限(カルテル・入札談合) 103

1. 不当な取引制限の概要 103

2. カルテル・入札談合に対するペナルティ 104

3. 課徴金減免制度(リニエーション制度) 105

4. 国際的な視点 106

5. 競争者とのセンシティブ情報の交換 107

III. 私的独占と不公正な取引方法 108

1. 私的独占 108

(1) 私的独占の定義と類型(108) / (2) 最近の規制動向(デジタルプラットフォーム等) (109)

2. 不公正な取引方法 110

IV. 独占禁止法コンプライアンスと調査対応 112

1. 平時の対応：独占禁止法違反防止体制の構築 112

2. 有事対応 114

(1) 公取委の調査への対応 (114) / (2) 違反発覚時の対応 (116) / (3) クロスボーダー事案への対応の留意点 (118)

第3章 | 汚職 120

I. はじめに 120

II. 贈収賄 121

1. 国内公務員等に係る贈収賄 121

- (1) 概要 (121) / (2) みなし公務員及び特別贈収賄罪について (122) /
(3) 公務員としての立場と民間人としての立場を併せ持つ者に対する利益
供与について (123)

2. 外国公務員に対する贈賄 125

- (1) 概要 (125) / (2) スモールファシリテーションペイメントについて
(126)

III. 政治資金規正法 128

1. 概要 128

2. 政治資金規正法の規正の対象となる「寄附」 129

3. 寄附の量的制限 130

4. 寄附の質的制限 132

5. 注意を要する場面 133

- (1) 政治家との間の顧問契約等 (133) / (2) 政治家に企業施設を利用させ
る行為 (134)

6. 政治資金パーティーについて 135

IV. 公職選挙法 136

1. 概要 136

2. 企業が留意すべき場面 138

- (1) 会社として、特定の候補者の選挙運動を支援すること (138) / (2) 選
挙公示後に、社長が特定候補者への投票を依頼する電子メールを全従業員
に送ること (138) / (3) 国や地方公共団体から業務を請け負っている会社
による寄附 (139)

第4章 | サイバー・セキュリティ 141

I. はじめに 141

目次

1. サイバー・セキュリティの重要性	141
2. 法律実務家に求められるサイバー・セキュリティの知識	142
II. サイバー攻撃と情報セキュリティ・ミスの概要	143
1. サイバー攻撃	143
2. 情報セキュリティ・ミス	145
III. 関連する法令	146
1. サイバーセキュリティ基本法	146
2. 刑法関連	146
(1) 不正アクセス禁止法 (146) / (2) マルウェア関連犯罪 (不正指令電磁的記録に関する罪) (147) / (3) 電磁的記録不正作出等罪・電磁的記録毀棄罪 (147) / (4) 電子計算機損壊等業務妨害罪 (148) / (5) 電子計算機使用詐欺罪 (148)	
3. 不正競争防止法(営業秘密侵害罪)	148
4. 個人情報保護法	149
5. 電気通信事業法	150
(1) 通信の秘密侵害罪 (150) / (2) その他の関連規定 (150)	
6. その他の関連法令	150
(1) 情報流通プラットフォーム対処法 (旧・プロバイダ責任制限法) (150) / (2) 経済安全保障推進法 (151)	
IV. 平時における対応策	151
1. テレワーク・リモートワーク対応	151
2. ビジネスメール詐欺	152
3. ランサムウェア攻撃	154
4. 経済安全保障	155
5. サイバー・セキュリティー般に対する備え	156
V. サイバー攻撃への有事対応	158
1. インシデント発生時の初動対応	158
2. 法的対応の検討	160
3. 広報対応と風評被害対策	161
4. 再発防止策の策定と実施	162
5. 民事・刑事法的対応	163

(1) 損害賠償請求等への対応 (163) / (2) 刑事告訴・告発の判断 (164)

第5章 | 品質不正 166

I. 概要 166

II. 品質不正の防止に向けた平時の取組み 167

1. 品質不正の原因等 167

2. コンプライアンス体制を構築する際に留意すべきこと 169

(1) 経営陣が品質不正を許容していないことを示すこと (169) / (2) 品質不正の機会の低減 (169) / (3) 品質部門の牽制機能確保 (170) / (4) 心理的安全性の確保 (171) / (5) 継続的な取組み (171)

III. 有事対応 171

1. 公表等の要否 171

2. 不正競争防止法違反の成否 173

(1) 不正競争防止法違反が問われた実例 (174) / (2) 不正競争防止法違反の成否について (175)

3. 調査対応における留意点 177

(1) 品質不正の類型を具体的に列挙すること (178) / (2) 社内リニエンシーの可否 (178) / (3) 匿名回答の可否 (179)

第6章 | 消費者保護 181

I. はじめに 181

II. 製品事故・食品事故の発生時の法制度と対応 182

1. 行政への報告対応 182

(1) 製安法に基づく報告対応 (182) / (2) 食品衛生法に基づく報告対応 (184)

2. 行政からの事故情報の公表 184

(1) 製安法に基づく公表 (184) / (2) 消費者安全法やNITEによる公表 (186)

3. リコールに関する法制度 186

目次

4. あり得る行政処分	188
5. 行政による調査への対応	189
6. その他の法的リスク	189
(1) 民事上の責任追及 (189) / (2) 刑事責任 (190)	
III. 消費者の財産の保護のための法制度と対応	191
1. 主な法制度の概要	191
2. 景表法の規制内容	192
(1) 禁止される不当表示の概要 (192) / (2) 表示規制の対象 (193) / (3) 不当表示への該当性の検討ポイント (195) / (4) 不实証広告規制について (198) / (5) 「通常価格」の考え方 (200) / (6) ステルスマーケティング規制 (202) / (7) 景品規制 (203) / (8) 管理上の措置の実施義務 (205) / (9) 景表法違反への制裁 (207) / (10) 行政調査対応 (209)	
3. 特商法の規制内容	209
(1) 規制の概要 (209) / (2) 通信販売規制 (210) / (3) 特商法違反への制裁 (213)	
IV. 消費者保護関連の不祥事対応の留意点	214
第7章 役職員の金銭的不正	215
I. はじめに	215
II. 詐欺罪	215
1. 詐欺罪の成立要件	215
2. 欺罔行為について	215
(1) 真実と異なる言動をしただけで直ちに欺罔行為に該当するわけではないこと (215) / (2) 重要な2つの最高裁の判断 (216) / (3) 実務上の留意点 (218)	
3. 被欺罔者、処分行為の相手方について	219
III. 業務上横領罪	221
1. 業務上横領罪の成立要件	221
2. 占有のポイント	221
3. 横領行為について	222

IV. 背任罪	224
1. 背任罪の成立要件	224
2. 図利加害目的について	224
3. 任務違背行為について	225
4. 背任罪の共同正犯に関する問題について	227
V. 詐欺罪、業務上横領罪、背任罪の関係等について	228
VI. リベートの問題	229

第8章 | 個人情報保護 231

I. 個人情報保護法の概観	231
1. 目的・基本理念	231
2. 基本的概念	231
(1) 個人情報・個人データ・保有個人データ (231) / (2) 個人情報取扱事業者 (232) / (3) その他 (233)	
3. 改正の経緯	233
4. 個人情報保護委員会	234
5. 違反に対するエンフォースメント	235
6. 国際的動向	235
II. 平時における個人情報の管理	236
1. 個人情報の取得	236
(1) 利用目的の特定 (236) / (2) 適正な取得 (237) / (3) 取得に際しての利用目的の通知又は公表 (237)	
2. 個人データの管理	238
(1) データ内容の正確性の確保 (238) / (2) 安全管理措置 (238) / (3) 従業員の監督 (238) / (4) 委託先の監督 (239)	
3. 個人データの第三者提供	239
(1) 第三者提供の制限 (239) / (2) オプトアウトによる第三者提供 (240) / (3) 第三者提供に係る記録の作成等 (240) / (4) 越境規制 (外国にある第三者への提供) (241)	
4. 保有個人データに関する事項の公表等	241

目次

5. その他の義務	242
(1) 苦情処理 (242) / (2) 匿名加工情報の作成等 (243)	
6. 実務上の留意点	243
(1) 社内体制の整備 (243) / (2) 役職員への実施 (244) / (3) 定期的な点検・監査の実施 (244)	
Ⅲ. 個人情報・個人データの漏えい等への対応	245
1. インシデント対応	245
2. 個人データの漏えい等	246
3. 個人情報保護委員会等への報告	246
4. 報告対象事態の判断	249
5. 本人への通知	250
6. 報告義務及び本人への通知義務を負う主体	252
 第9章 営業秘密保護	253
Ⅰ. 営業秘密保護法制の概要	253
1. 沿革及び規制強化の流れ	253
2. 営業秘密の侵害の類型について	255
3. 営業秘密侵害の刑事的保護(刑事罰)について	256
4. 営業秘密侵害に関する民事的保護について	257
Ⅱ. 営業秘密侵害の罪に関する実務上の注意点	261
1. 平時から対応しておくべきこと	261
(1) 企業が加害者の場合を想定した対応 (261) / (2) 企業が被害者の場合を想定した対応 (264)	
2. 営業秘密侵害が発生した際の対応のポイント(被害者の場合)	265
(1) 初動調査のポイント (265) / (2) 初動後の対応のポイント (267) / (3) 法的措置(本訴訴訟、刑事告訴)のポイント (269)	
3. 営業秘密侵害が発生した際の対応のポイント(加害者の場合)	271
Ⅲ. 結びに	272

第10章 | ハラスメント対応 274

- I. はじめに 274
- II. 事前予防のための留意点 276
 - 1. トップのメッセージ 277
 - 2. 声を上げやすい環境の醸成 278
 - 3. 気付きを与える教育の重要性 279
 - 4. 管理職のための相談体制の充実 280
 - 5. ハラスメントに対する厳しい対応 280
 - 6. 人事評価における加点 280
- III. 個別事案対応の際の留意点 281
 - 1. 初動対応について 281
 - 2. 調査について 282
 - (1) ヒアリング実施のタイミング (282) / (2) ヒアリング対象者の選定 (283) / (3) ヒアリング実施に向けた対応 (283) / (4) ヒアリング実施時の対応 (284)
 - 3. 事実認定について 285
 - 4. 是正措置について 286
 - 5. フィードバック等について 287

第11章 | ビジネスと人権 289

- I. はじめに 289
- II. 「ビジネスと人権」の動向 289
 - 1. 海外の動向 289
 - 2. 日本の動向 291
- III. 企業に求められる「人権尊重の取組み」 292
 - 1. 人権尊重の取組みの全体像 292
 - 2. 負の影響の特定・評価 294
 - 3. 負の影響の防止・軽減 295
 - 4. 苦情処理メカニズム(grievance mechanism) 297

目次

IV. 「ビジネスと人権」の問題をめぐる危機管理	297
1. 自社による法令違反・契約違反の有無にとらわれるべきではないこと	298
2. 「被侵害者にとって」の人権侵害リスクの程度が重視されるべきであり、「企業にとって」のリスクを強調すべきではないこと	300
3. 問題のある取引先等との関係を直ちに解消するのではなく、問題解決に向けて当該取引先等との対話・協働も検討されるべき場合があること	301
4. メディアや人権 NGO からの問合せに対する「沈黙」が、人権侵害状態への消極的な支持と受け止められるリスクがあること	302
第12章 反社会的勢力	305
Ⅰ. はじめに	305
Ⅱ. 日本の反社会的勢力の特徴	305
Ⅲ. 反社会的勢力排除の潮流について	307
Ⅳ. 反社会的勢力とは何か	309
Ⅴ. なぜ反社会的勢力を排除するのか	310
Ⅵ. 反社会的勢力排除に関連する法令等	314
1. ハードローについて	314
2. ソフトローについて	315
Ⅶ. 反社会的勢力への対応に関する留意事項	316
1. 平時の対応	316
(1) 取引時のバックグラウンドチェック (316) / (2) 内部統制システムの構築 (318)	
2. 有事の対応	319
第13章 特殊業過・管理監督過失	320
Ⅰ. 特殊業過	320
1. 特殊業過とは何か	320

2. 過失の成立要件	320
3. 予見可能性、予見義務について	321
4. 結果回避可能性、結果回避義務について	323
5. 複数の過失が競合する場合について	325
6. 業務上過失致死傷罪以外の両罰規定のあり得る刑罰法規について	327
II. 監督過失	330
1. 監督過失とは何か	330
2. 信頼の原則	331
III. 管理過失	333
参考文献	337
判例索引	342
事項索引	344

凡例

1 法令等の表記

本文中における法令等の呼称は基本、一般的なものとし、括弧書内における法令名は有斐閣刊行の六法全書の略語例に依拠した。

2 裁判例の表記・略語

(1) 裁判例の表記

次のように、裁判所／判決（決定）／年月日／出典で表した。

最判平成15・4・18民集57巻4号366頁

東京高判平成7・9・25審決集42巻393頁

(2) 裁判例の略語

- 最大 …………… 最高裁判所大法廷
- 最 …………… 最高裁判所
- 高 …………… 高等裁判所
- 地 …………… 地方裁判所
- 支 …………… 支部
- 判 …………… 判決
- 決 …………… 決定

(3) 判例集の略語

- 刑録 …………… 大審院刑事判決録
- 刑集 …………… 最高裁判所刑事判例集
- 民集 …………… 最高裁判所民事判例集
- 高刑集 …………… 高等裁判所刑事判例集
- 刑月 …………… 刑事裁判月報
- 判時 …………… 判例時報
- 判タ …………… 判例タイムズ
- 金判 …………… 金融・商事判例
- 労判 …………… 労働判例
- 労経速 …………… 労働経済判例速報

3 ウェブサイトの表記

本書で紹介するウェブサイトについては基本、2025年4月末日時点のものとした。
各サイトのURLについても同日時点でのものを表記した。

執筆 者 一 覧

木目田 裕

KIMEDA Hiroshi

監修者／第1部第1章／
第1部第2章

1991年東京大学法学部卒業。1993年検事任官。東京地方検察庁特別捜査部、ノートルダム大学ロースクール客員研究員、法務省刑事局付、金融庁総務企画局企画課課長補佐等を経て、2002年に検事退官、弁護士登録。危機管理対応やコンプライアンスに詳しい。

平尾 覚

HIRAO Kaku

第2部第3章／第2部第
12章

1996年東京大学法学部卒業。1998年検事任官。2001年イリノイ大学ロースクール卒業（LL.M.）、法務省刑事局付、福岡地方検察庁久留米支部長、東京地方検察庁特別捜査部等を経て、2011年検事退官、弁護士登録。国内の不祥事対応のみならず、海外の不祥事対応についても深い経験と知見を有している。

勝部 純

KATSUBE Jun

第2部第1章IV

2006年弁護士登録。2013年南カリフォルニア大学ロースクール（LL.M.）卒業、総合商社への出向を経験し、クロスボーダーの危機管理・社内調査対応に強みを持ち、会計不正事案の調査委員会委員も務める。

大賀朋貴

OGA Tomoki

第2部第10章

2006年弁護士登録。Lee & Ko法律事務所（韓国）、総合商社への出向等を経て現在に至る。危機管理対応やコンプライアンス、人事労務関係、韓国法務に詳しい。

沼田知之

NUMATA Tomoyuki

第2部第2章／第2部
第4章／第2部第8章

2004年東京大学法学部卒業、2006年東京大学法科大学院修了。2007年弁護士登録。企業の危機管理、独占禁止法/競争法対応を専門とし、特にIT・技術関連の理解を要する案件の経験が豊富である。総合商社への出向経験があり、社内体制の整備にも多く携わっている。

八木浩史

YAGI Hiroshi

第2部第5章

2004年東京大学法学部卒業、2006年慶應義塾大学法科大学院修了。2007年弁護士登録、2017年ニューヨーク州弁護士登録。2016年フォーダム大学ロースクール（LL.M. in Corporate Compliance）卒業。Jenner & Block、総合商社（法務部・コンプライアンス統括部）への出向経験がある。コンプライアンス体制整備、各種危機管理、代表訴訟、責任追及訴訟、証券訴訟等の訴訟対応に豊富な経験を有する。

荒井喜美

ARAI Yoshimi

第2部第9章

2007年弁護士登録。2014年にコロンビア大学ロースクール（LL.M.）を卒業し、Herbert Smith Freehillsブリュッセルオフィスに出向を経て現在に至る。危機管理案件を中心に、日本、米国、欧州の当局対応、金融業界や自動車業界の不祥事への対応、社内調査一般に詳しい。

美崎 貴子

MISAKI Takako
第2部第1章III

2008年弁護士登録。2012年東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）協力調査員、2014年～2017年証券取引等監視委員会（総務課、取引調査課、開示検査課）出向。危機管理案件を中心に、問題発覚を受けた社内調査、当局対応、訴訟対応等のほか、再発防止策の構築に関するアドバイスをを行う。

有松 晶

ARIMATSU Akira
第2部第6章

2007年東京大学法科大学院卒業。2009年弁護士登録。2018年コロンビア大学ロースクール（LL.M.）卒業後、消費者庁に約5年間出向し景品表示法及び特定商取引法の法執行業務を担当。各種の不祥事に関する危機管理対応・社内調査対応に加え、消費者関連法について、ステマ規制や公益通報者保護法等の新たな動向を踏まえた実務的な法律相談に対応している。

緒方健太

OGATA Kenta
第2部第1章I・II

2005年早稲田大学法学部卒業。2008年中央大学法科大学院卒業、2009年弁護士登録。大手証券会社のコンプライアンス部門への出向、証券取引等監視委員会開示検査課及び取引調査課国際取引等調査室等を経て現在に至る。金融分野における危機管理対応及びコンプライアンス、M&A、台湾法務に詳しい。

宮本 聡

MIYAMOTO Satoshi
第2部第7章／第2部
第13章

2010年弁護士登録、2017年～2021年東京地方検察庁検事、2021年弁護士再登録。検事として経済事犯、特殊過失事犯等に従事した経験を踏まえ、社内調査、刑事事件を含む取締当局対応、訴訟、内部通報への対応、不正防止体制構築やコンプライアンスに関するアドバイスなどを行う。

鈴木悠介

SUZUKI Yusuke
第2部第3章／第2部
第11章

2007年東京大学法学部卒業後、テレビ局の報道記者として事件事故取材にあたる。2012年名古屋大学法科大学院卒業、2013年弁護士登録。危機管理広報対応、贈収賄・政治資金規正法関連の危機管理、組織風土改革に詳しい。

北條孝佳

HOJO Takayoshi
第2部第8章

2000年警察庁入庁（技官）、警察庁情報通信局サイバーテロ対策技術室等を経て2014年警察庁退官。2015年弁護士登録。情報セキュリティ、サイバーセキュリティに関する幅広い知識と深い経験を有している。

第
1
部

総
論

第1章

企業不祥事を防ぐための コンプライアンスの要点

I. コンプライアンスとは何か

コンプライアンスの概念は、法令遵守という狭い意味から、社会行動規範に則った行動、インテグリティ（誠実さ）といった広い意味まで包含する。コンプライアンスに関する主な文献や論者は巻末参考文献リストのとおりであり、論者によって捉え方や力点には違いがある。

筆者としては、コンプライアンスの本質は「正しいことをしよう」にあると考えている¹⁾。

一般に言われているコンプライアンスの基本的な仕組みは、①社内規程等による行動規範やルールの明示²⁾と牽制・チェック、

1) 何が正しいかは人によって判断が異なるから、厳密には、自分が「正しい」と信じることをしようである。

2) 社内規程ないしコンプライアンス・マニュアルは、業務に関連する法令の解説、個別具体的な場面における事細かい禁止規範、インサイダー取引規制との関係での自社株売買等の承認や届け出手段など、詳細かつ大部にわたる。こうした規程やマニュアルをおよそ覚えることなどできるはずもなく、必要な場合に調べて参照するものという位置づけにとどまる。そのため、多くの企業では、規程やマニュアルとは別に、役職員の行動規範における基本原則をコンプライアンス・プログラム（名称は、「〇〇社行為規範」、「ガイドライン」など多種多様である）として策定し、ホームページ等で外部にも公表している。コンプライアンス・プログラムの内容は、企業によって役職員に特に浸透させたいポイントが異なるため、多様であるが、概ね共通するのは、短い、薄い、単純である。経営者からのシンプルなメッセージのほうが役職員に響くからである。また、細かく、複雑なことを規範として示しても、現実の場面ではあまり役に立たない。項目としては、例えば、倫理・社会的存在・インテグリティ、安全かつ高品質の製品やサービスの提供、公正な取引、企業情報の開示、贈賄防止、反社会的勢力との決別、ハラスメント撲滅、環境・安全、人権尊重、社会貢献等といったものである。こうしたコンプライアンス・プログラムを、小冊子、漫画、カード等の形で役職

②研修を通じた社内規程の浸透とコンプライアンス教育、③内部監査・内部通報等による事後チェックである。しかし、かかる仕組みだけでは企業不祥事を防止できない。コンプライアンスに注力してきた日本を代表する企業でも大きな企業不祥事が起きている。分厚い社内規程、多重の決裁、頻繁な研修によって「コンプラ疲れ」になっても意味がない。法令や社内規程で禁止されていなければ何をしてもよい、というわけでもない。だから、仕組みの整備だけでなく、これに加えて、企業不祥事を起こさない組織風土・組織文化を構築して、企業の隅々まで浸透させることが重要である。

こうした組織風土・組織文化の構築・浸透の方策は、企業や企業経営者の考え方によって千差万別である。経営者が「顧客目線で顧客のためを考える」という企業の原点に立ち返るように繰り返し社内に呼びかけることもあれば、「問題が生じたことでは責めないから、とにかく隠さないでくれ」を絶えず現場に発信し続けることもある。あるいは、インテグリティを役職員（役員及び従業員をいう。以下同じ）の行動指針の一丁目一番地に掲げる著名企業もある。どれも詰まるところは「正しいことをしよう」になると、筆者は考えている。企業経営者の具体的な問題意識に基づいて、メッセージ性や役職員の腹落ちという観点や、その時々コンプライアンス上の優先課題といった観点等をも反映し、その具体的な表現方法や強調するポイントが企業によって様々になっているものと考えている。

全ての役職員が「正しいことをしよう」と考え、それを実践していれば、通常は企業不祥事は発生しない。何か問題があっても早期の発見・対応が可能になる。もちろん、人間は弱い存在だから

員に配布して浸透を図っていることも多い。

ら、間違ふことや迷ふこともあり、仕組みとしてのコンプライアンスの必要性は変わらないが、それでも役職員の皆が「正しいことをしよう」を常に意識し続けていれば、かなりの程度、企業不祥事は防止できるはずだ。

このように、コンプライアンスの本質は「正しいことをしよう」にある。これを企業の隅々にまで浸透させていくために、それぞれの企業や企業経営者が、自社の役職員に最も響くメッセージを工夫していくことが重要である³⁾。

コンプライアンスに関しては、犯罪学、心理学、社会学、行動経済学等の隣接分野の研究成果を踏まえ、様々な考え方がある。例えば、不正のトライアングル (Ⅲ)、COSO フレームワーク、三線ディフェンス (Ⅸ)、割れ窓理論 (Ⅷ)、ヒヤリハット (Ⅷ)、日常活動理論、組織文化論などである^{4) 5)}。

また、日本取引所自主規制法人が2018年3月30日付け「上場会社における不祥事予防のプリンシプル——企業価値の毀損を防ぐために」(図表1-1-1)及びその解説を公表しており、コンプラ

3) 具体的な法令違反がなくても「モラル」違反があれば、それだけで企業不祥事として大きく問題とされる。コンプライアンスの文脈で、細かいルールも大事だが、それよりも、「顧客のため」や「インテグリティ」などシンプルで役職員の心に刺さるメッセージが重要であると日本で言われ始めたこと(木目田裕「不祥事を防ぐ組織風土追求を」2017年10月4日付け日本経済新聞朝刊26面参照)や、金融機関等で「コンダクト・リスク」という言葉(金融庁「コンプライアンスリスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」[2018年])が注目されるようになったこと等と、軌を一にしていると思われる。

4) コンプライアンスに関する筆者の考え方については、木目田裕「危機管理及びコンプライアンスにおける本質は『正しいことをしよう』にあり」N&A 危機管理ニューズレター 2024年4月30日号及び同稿中に掲記した各文献を参照されたい。

5) 本稿で取り上げたほかにも、企業では、例えば、コンプライアンスを人事考課で減点事由ではなく加点事由にする試みなど、様々な取組を行っている。

イアンスを検討するうえでのベースになる。

図表 1-1-1 上場会社における不祥事予防のプリンシプル——企業価値の毀損を防ぐために

上場会社は、不祥事（重大な不正・不適切な行為等）を予防する取組みに際し、その実効性を高めるため本プリンシプルを活用することが期待される。この取組みに当たっては、経営陣、とりわけ経営トップによるリーダーシップの発揮が重要である。

[原則 1] 実を伴った実態把握

自社のコンプライアンスの状況を制度・実態の両面にわたり正確に把握する。明文の法令・ルールへの遵守にとどまらず、取引先・顧客・従業員などステークホルダーへの誠実な対応や、広く社会規範を踏まえた業務運営の在り方にも着眼する。その際、社内慣習や業界慣行を無反省に所与のものとせず、また規範に対する社会的意識の変化にも鋭敏な感覚を持つ。

これらの実態把握の仕組みを持続的かつ自律的に機能させる。

[原則 2] 使命感に裏付けられた職責の全う

経営陣は、コンプライアンスにコミットし、その旨を継続的に発信し、コンプライアンス違反を誘発させないよう事業実態に即した経営目標の設定や業務遂行を行う。

監査機関及び監督機関は、自身が担う牽制機能の重要性を常に意識し、必要十分な情報収集と客観的な分析・評価に基づき、積極的に行動する。これらが着実に実現するよう、適切な組織設計とリソース配分に配慮する。

[原則 3] 双方向のコミュニケーション

現場と経営陣の間の双方向のコミュニケーションを充実させ、現場と経営陣がコンプライアンス意識を共有する。このためには、現場の声を束ねて経営陣に伝える等の役割を担う中間管理層の意識と行動が極めて重要である。

こうしたコミュニケーションの充実がコンプライアンス違反の早期発見に資する。

[原則 4] 不正の芽の察知と機敏な対処

コンプライアンス違反を早期に把握し、迅速に対処することで、それが重大な不祥事に発展することを未然に防止する。

早期発見と迅速な対処、それに続く業務改善まで、一連のサイクルを

企業文化として定着させる。

[原則 5] グループ全体を貫く経営管理

グループ全体に行きわたる実効的な経営管理を行う。管理体制の構築に当たっては、自社グループの構造や特性に即して、各グループ会社の経営上の重要性や抱えるリスクの高低等を踏まえることが重要である。

特に海外子会社や買収子会社にはその特性に応じた実効性ある経営管理が求められる。

[原則 6] サプライチェーンを展望した責任感

業務委託先や仕入先・販売先などで問題が発生した場合においても、サプライチェーンにおける当事者としての役割を意識し、それに見合った責務を果たすよう努める。

II. コンプライアンスの歴史等⁶⁾

日本において、コンプライアンスという概念が浸透するようになったのは、1990 年代（特に後半）以降であると考えられる。

一般社団法人日本経済団体連合会（以下、「経団連」という）は、証券・金融不祥事等を受け、1991 年 9 月に「企業行動憲章」を制定し、会員企業に対して、企業行動や商慣習のあり方等の総点検を求めた。その後も、官民を問わず、不祥事が相次いだことを受け、経団連は、1996 年 12 月に「企業行動憲章」を改定し、会員企業に対して、社内体制の整備や行動規範の見直しを要請した。かかる背景には、バブル崩壊、日本社会の構造変化等を踏まえ、

6) 本項（コンプライアンスの歴史等）の執筆にあたっては、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業に所属する木下郁弥弁護士から多大な協力を得た。また、本項については、主に、経営法友会マニュアル等作成委員会編『コンプライアンス・プログラム作成マニュアル』（商事法務、2002 年）、コンプライアンス研究会編『よくわかる金融機関のコンプライアンス Q&A』（金融財政事情研究会、1998 年）、中村直人編著『コンプライアンス・内部統制ハンドブック』（商事法務、2017 年）、金融庁企業会計審議会総会・第 9 回会計部会（2022 年 9 月 29 日開催）配付資料 1「内部統制を巡る動向」等参照。

企業不祥事に対する社会からの見方が変わったことがあると考えられる⁷⁾。

金融界でも 90 年代後半の不祥事の多発を受けて、一般社団法人全国銀行協会（以下、「全銀協」という）は、1997 年 7 月に「銀行の社会的責任とコンプライアンスについて」を策定し、同年 9 月には「倫理憲章」を策定した。ここで全銀協が「コンプライアンス」という用語を正面から掲げた⁸⁾。金融庁（当時は金融監督庁）は、1999 年 7 月に「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下、「金融検査マニュアル」という）を策定した（2019 年 12 月廃止）。金融検査マニュアルが日本の公文書で初めて「コンプライアンス」という用語を用いたとされている⁹⁾。

7) 例えば、中村編著・前掲注 6) 4-5 頁〔國廣正〕は、「企業不祥事は、以前に比べて企業が違法行為を多く犯すようになったから増えているのではない。日本社会の方がルール社会に変わったにもかかわらず、企業がそれに対応できず、従来と同じ行動を続けていることが多くの企業不祥事を生み出しているのである。企業不祥事の多発は、日本の経済・社会の構造変化、旧来型企业社会の崩壊という脈絡の中で捉えなければならない。」「企業不祥事は、以上に述べたような日本の経済・社会の変化という流れの中で位置付ける必要がある。そして、企業は、経済・社会環境の変化による法令違反リスクの増大という現実を正面から見据えて、安定的、持続的に成長していくためのリスク管理論を構築しなければならない。この際に基本となる概念がコンプライアンスである。コンプライアンス経営とは、企業活動はあらゆる面で社会のルールに従ったものでなければならないという考えに基づく経営のことである。ルール重視の社会に変化した日本社会においては、コンプライアンス経営の実現は、企業が競争を勝ち抜いていくために不可欠の経営方針になる。言い換えれば、コンプライアンス経営とは、新しい日本社会において不祥事を防止し、企業が安定的、持続的に成長していくために必須のリスク管理論なのである。」と述べる。

8) 「銀行界あるいは経済界でコンプライアンスに向けた動きが本格化するの」は、1996 年後半から 1997 年にかけてのことで、コンプライアンスは大変ホットな話題である。」と指摘されている（コンプライアンス研究会編・前掲注 6) 31 頁）。

9) 内田芳樹「コンプライアンス概念の起源とその進化の概観」国際商取引学会年報 22 号（2020 年）127 頁。

この頃、米国では、1991年に「連邦量刑ガイドライン」が発効した。同ガイドラインは、「有効な法令遵守プログラム」があれば企業に対する制裁を大幅に軽減すると宣言した。

また、時代を遡るが、米国で、1970年代から1980年代にかけて、金融機関破綻や海外贈収賄等の企業不祥事が続発したことを受け、企業会計関係者等の支援を背景に「トレッドウェイ委員会支援組織委員会（Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission）」が発足し、1992年に「内部統制の統合的枠組み」（COSO フレームワーク）を公表した。COSO フレームワークは、2013年に改訂され、今日に至っている。COSO フレームワークのグローバルな影響力は大きく、多くの企業の内部統制システム（いわゆるコンプライアンス体制を含む）の構築運用で参照されている。

さらに、エンロン、ワールドコムといった会計スキャンダルを受け、米国では、2002年7月、企業改革法（サーベンス・オクスリー法〔Sarbanes-Oxley Act、通称「SOX法」〕）を制定した。同法制定とニューヨーク証券取引所等の公開会社に対する規則により、ガバナンスの仕組みや財務報告に係る内部統制等が大幅に強化された¹⁰⁾。

日本に戻る。日本では、1990年代末から2000年代以降、バブル崩壊後の金融不祥事等を受け、金融行政から始まって、事前規制型行政から事後監視型行政に制度や当局の運用等を変えていくべきだという方向性が強まり、それを背景に企業における自立的

10) International Organization for Standardization（国際標準化機構〔ISO〕）の「ISO31000：2018 Risk management-Guidelines」（ISO31000）及び「ISO 31022：2020 Risk management-Guidelines for the management of legal risk」（ISO31022）に関し、深水大輔「リスクマネージメントの手法」金融法務事情 2148号（2020年）50頁以下参照。

なコンプライアンス態勢（財務報告に係るものを含め、以下、第1部において「内部統制システム」ということがある）の整備が強調されるようになった。

その流れの中で、2000年、大和銀行事件・株主代表訴訟において¹¹⁾、大阪地裁¹²⁾が、取締役らは善管注意義務・忠実義務として内部統制システム構築・運用義務を負っている旨を判断するとともに、善管注意義務違反（任務懈怠）を理由として同銀行の当時の取締役らに巨額の損害賠償責任を認め、注目された。

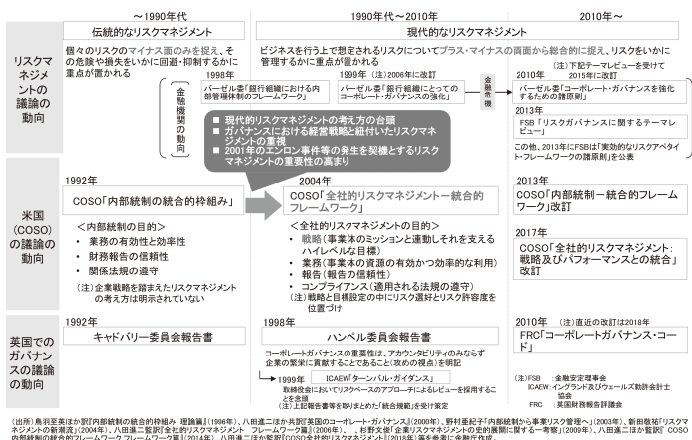
さらに、2000年代の半ばから後半にかけて、粉飾決算、カルテル、インサイダー取引、製品の性能偽装など大きな企業不祥事が発生して、広く報道された。そのため、企業は内部統制システムの整備、コンプライアンスに一層取り組むようになった。

以上の動きと軌を一にしていると考えられるが、立法上も、例えば、2004年に公益通報者保護法が制定され、2005年には会社法で内部統制システムの大綱を定めることが取締役会の法定の決議事項とされるなどの法整備が行われた。また、米国・企業改革法やCOSOフレームワークを参照して、日本でも財務報告に係る内部統制報告制度（J-SOX、金商24条の4の4）が2008年4月1日以後開始する事業年度から導入された。さらに、2007年に「犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ」が行われる等して、反社会的勢力との関係遮断が一層強く要請されるようになり、また、粉飾決算事件等での第三者委員会の普及を踏まえ、2010年には日本

11) 大和銀行事件は、同行のニューヨーク支店で米国財務省証券などの証券取引業務を担当していた従業員が取引で生じた損失を取り戻すために、長年にわたって米国財務省証券等を簿外で売買し、その隠蔽のために保管残高明細書を作り直すなどした結果、約11億ドルの損失が発生したことに対して、提起された株主代表訴訟である。

12) 大阪地判平成12・9・20判時1721号3頁。

図表 1-1-2 内部統制・リスクマネジメントに関するこれまでの議論



* 金融庁企業会計審議総会・第9回会計部会(2022年9月29日開催) 配付資料1「内部統制を巡る動向」4頁。

弁護士連合会が「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を策定するといった動きもあった(以上の流れとして図表 1-1-2 を参照)。

Ⅲ. 不正のトライアングル(動機・機会・正当化)

不正が発生する要因は不正のトライアングルを用いて説明されることが多い。これは、3つの要素(動機・機会・正当化)が揃ったときに不正が発生する、だからこの3つの要素に着目して不正の予防策や再発防止策を講じていくという考え方である(図表 1-1-3 参照)。1950年代にアメリカの犯罪学者ドナルド・R・クレシーが提唱した。

不正のトライアングルについて、役職員による会社の金銭の横

第2部

各論

第1章 | 金融商品取引法違反

危機管理において金融商品取引法違反が問題となる場面は多数存在する。その中でも本章では、Ⅰ) 開示規制、Ⅱ) 業規制、Ⅲ) 取引規制（不公正取引）、Ⅳ) 実務対応という4つの観点に分けて解説する。

Ⅰ) 開示規制では、上場会社に限らず問題となり得る、公開買付け（TOB）手続及び大量保有報告制度について、それぞれの制度とともに実務上問題となった事例などを紹介する。

Ⅱ) 業規制では、金融商品取引業者等が実務上直面しやすい行為規制や損失補てんの禁止について紹介する。

Ⅲ) 取引規制（不公正取引）では、法人、個人（企業の役職員）を問わず問題となり得る、インサイダー取引や相場操縦、偽計・風説の流布について、それぞれの制度とともに実務上問題となった事例などを紹介する。

Ⅳ) 実務対応では、粉飾決算発覚時を例にとり、実際に金融商品取引法違反が発覚した場合に同時並行で必要となる各種の対応を紹介する。

Ⅰ. 公開買付制度・大量保有報告制度

1. 公開買付制度

(1) 公開買付制度の概要

公開買付けとは、不特定かつ多数の者に対し、公告により株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を行い、取引所金融商品市場外で株券等の買付け等を行うことと定義されている（金商27条の2第6項）。

公開買付けは金融商品取引法（以下、「金商法」という）上は開示

規制として整理がなされているものの、実際には、M&A 取引の
手続の一環として利用されており、スクイーズ・アウト取引など
少数株主との利益相反性が高い事案を中心に少数株主を保護する
機能の一翼を担っている。公開買付制度については、M&A 取引
に関連して各種の解説書なども多数存在している¹⁾ことから詳細
はそれらに委ねることとし、本稿では危機管理実務に関連する事
項について簡潔に説明を行いたい。

(2) 公開買付けが必要とされる場合

公開買付制度の趣旨は、会社支配権等に影響を及ぼすような証
券取引の透明性・公正性を確保する観点から、当該証券取引に関
する情報開示と株主の平等な取扱いを求める点にあると説明され
ている²⁾。

現行の公開買付規制の特色は、基本的には市場外取引を対象と
していることにある。この点は、市場内取引（立会内）³⁾は、誰も
が参加でき、取引の数量や価格が公表され、競争売買の手法によ
って価格形成が行われるといった性質を有し、一定の透明性・公
正性が担保されていると考えられる⁴⁾ことから、公開買付規制に
よる情報開示等を求めないものと説明されている（もっとも、後述

1) 西村あさひ法律事務所編『M&A 法大全(t)〔全訂版〕』（商事法務、2019
年）（以下、「M&A 法大全(t)」という）197 頁以下など。

2) 野崎彰ほか「公開買付制度に係る金融商品取引法等の改正」商事法務
2363 号（2024 年）11 頁。

3) 市場内取引は、立会時間内に価格優先・時間優先の原則に基づき即時に執
行される立会取引と、それ以外の立会外取引に区分される。主な立会外取引とし
て、単一銘柄取引（大口取引）やバスケット取引、終値取引などがある。また、
東京証券取引所の立会外取引は、電子取引ネットワークシステムである ToST
NeT を通じて売買が執行され、実質的には相対取引に近い運用を行うことがで
きる。

4) 野崎ほか・前掲注 2) 11-12 頁。

(3) のとおり、このような基本的な枠組みについても現在見直しが行われている〔未施行〕。

公開買付規制の適用される典型的な場面は、以下のとおりである（他にもテクニカルに公開買付規制が適用される場面があるが、詳細については、金商法 27 条の 2 第 1 項各号参照）。

- ① 市場外における株券等の買付け等で、多数の者（61 日間で 10 名超）から株券等の買付け等を行う場合であって、買付け等の後における株券等所有割合が 5% を超える場合
- ② 市場外における株券等の買付け等で、著しく少数の者（61 日間で 10 名以下）から株券等の買付け等を行う場合であって、買付け等の後における株券等所有割合が 3 分の 1 を超える場合（いわゆる 3 分の 1 ルール）
- ③ ToSTNeT 取引に代表される立会外取引において株券等の買付け等を行い、買付け等の後における株券等所有割合が 3 分の 1 を超える場合

なお、株券等所有割合は、買付者だけではなく、買付者と一定の資本関係・親族関係がある者、また、買付者と共同して当該株券等を取得・譲渡する者、議決権その他の権利を行使すること又は買付け後に相互に当該株券等を譲渡・譲受することを合意している者といった「特別関係者」の所有分も含めて計算する（金商 27 条の 2 第 7 項・8 項）。

(3) 近時の法改正の動向

金融審議会に設置された公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループは、2023 年 12 月 25 日付けで報告（以下、「WG 報告」という）を公表した。

WG 報告においては、市場内取引等を通じた非友好的な買収事例の増加や M&A の多様化といった市場環境の変化に伴う様々な

課題が指摘されていることを踏まえて、制度趣旨の考え方を含む幅広い観点から公開買付制度の見直しの方向性が検討されており、当該報告を踏まえて現在公開買付規制の法改正が進捗している。

このような法改正の流れは、今後実務への影響が大きいものと考えられるため、重要な点に絞って簡潔に述べることにする⁵⁾。

- ・まず、上記 (2) ②の3分の1ルールに関して、閾値を30%とする改正がなされる予定である。この点については、諸外国の公開買付制度においては公開買付規制が適用される閾値を30%とする例が多く、日本の上場会社における議決権行使割合を勘案すると、30%程度の議決権を有していれば多くの上場会社において株主総会の特別決議を阻止することができ、株主総会の普通決議にも重大な影響を及ぼし得ることが想定されることから、閾値を3分の1から30%に低下させることが適当と説明されている。
- ・次に、現行の公開買付規制は原則として市場外取引を対象としているが、上記改正後の30%ルールに関して、市場内取引(立会内)についても公開買付規制の適用対象とされる。この点に関しては、3分の1ルール(改正後は30%ルール)の趣旨から以下のように説明されている。すなわち、3分の1ルールは、公開買付けに係る勧誘を受けない投資者保護を目的としており、投資者に適切な投資判断の機会を確保するためには、当該取引の目的・数量・価格等をあらかじめ情報開示させうえて、投資者の熟慮期間を確保し、株主の平等取扱いの機会を担保することが重要である。もっとも、市場内取引で3分の1を超える

5) 改正法は、公布日(令和6年5月22日)から2年以内に施行される予定であるが、その施行前に行われた買付け等及び施行日前に開始された公開買付けについては現行の金商法が適用される。

場合には、事後的に取引の数量・価格が公表されるにすぎず事前の情報開示がなく、基本的に時間優先で約定されるため投資者の熟慮期間が確保されているとはいえ、競争売買の手法によるため売却価格がまちまちとなるなど当該ルールが求める透明性・公正性が担保されているとは評価し難く⁶⁾、そのため公開買付規制の対象とすることが適当である。

(4) 公開買付けの手の流れ

公開買付けの大まかな手の流れは、図表 2-1-1 とおりである。

(5) 公開買付規制におけるエンフォースメント

(i) 行政上の主要なエンフォースメント

- (a) 訂正命令 公開買付規制に関する主要なエンフォースメントとして、行政上の訂正命令及び課徴金納付命令が存在する⁷⁾。

まず、以下の場合には、訂正命令の対象となる。

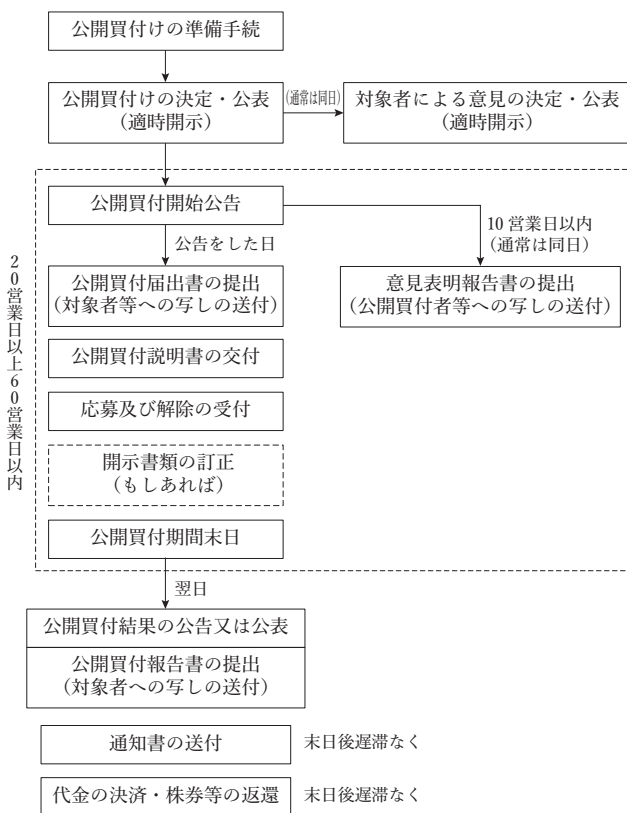
- ・公開買付届出書に形式上の不備があること又は記載すべき事項の記載が不十分であること⁸⁾が明らかであると認められる場合

6) 野崎ほか・前掲注 2) 12 頁。また、東京高決令和 3・11・9 金判 1641 号 10 頁は、「抗告人らは、TOB の適用対象外である市場内取引における株式取得を通じて、株券等所有割合が 3 分の 1 を超える株式を短期間のうちに買収しており、このような買収行為は、一般株主からすると、投資判断に必要な情報と時間が十分に与えられず、買収者による経営支配権の取得によって会社の企業価値がき損される可能性があると考えれば、そのリスクを回避する行動をとりがちであり、それだけ一般株主に対する売却への動機付けないし売却へ向けた圧力（強圧性）を持つものと認められる」と判示している。

7) この他にも、公開買付届出書の不提出や虚偽記載等のある公開買付開始公告及び公開買付届出書に関する民事上の損害賠償責任（金商 27 条の 20 第 1 項）なども存在する。

8) その他、公開買付届出書に記載された買付条件等の変更が公開買付規制に従っていないこと、訂正届出書に記載された買付条件等の変更が金商法 27 条の 6 第 1 項の規定に違反していることが明らかであると認められる場合にも、訂正

図表 2-1-1 公開買付けの流れ（概要）



* M&A 法大全(上) 255 頁を参照して作成。

命令の対象となる。

(金商 27 条の 8 第 3 項)

- ・公開買付届出書に記載された重要な事項について虚偽記載があること又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見した場合 (金商 27 条の 8 第 4 項)

また、訂正命令の実例としては、関東財務局「日本ラッド株式に係る公開買付届出書の訂正届出書の提出命令について」(2009 年 7 月 31 日)⁹⁾が存在する。

公開買付けの手続においては、公開買付期間の残存期間が 10 営業日を切ってから訂正を行う場合には、公開買付期間末日の翌日から、訂正届出書の提出日から起算して 10 営業日を経過した日まで公開買付期間を延長しなければならない (金商 27 条の 8 第 8 項、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 22 条 2 項)。例えば、M&A 取引を念頭におくと、訂正命令を受けた場合には M&A 取引のスケジュールに重大な影響が生じる点に留意が必要である。

(b) 課徴金納付命令 次に、以下の場合などには、課徴金納付命令の対象となる。

- ・公開買付開始公告を行うことなく上場株券等の買付等を行った場合には、買付け等の価額に買付け等の数量を乗じた金額の 25% に相当する額について、課徴金納付命令の対象となる (金商 172 条の 5)。
- ・重要な事項につき虚偽の表示があり、若しくは表示すべき重要な事項の表示が欠けている公開買付開始公告等を行った又は公

9) <https://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20090731-4.html>. 松尾直彦『金融商品取引法〔第 7 版〕』(商事法務、2023 年) 315 頁によれば、訂正命令の理由は、買付等に要する資金に係る事項の記載の不備及び不十分であるとされている。

開買付届出書等を提出等した場合等には、公開買付開始公告を行った日の前日における当該公開買付けに係る上場株券等の最終価格に、買付け等を行った当該上場株券等の数を乗じた金額の25%に相当する額について、課徴金納付命令の対象となる（金商172条の6）。

また、課徴金納付命令の実例としては、金融庁「EBANCO HOLDINGS LIMITED（イーバンコ・ホールディングス・リミテッド）による新株予約権証券の買付けに係る公開買付開始公告の不実施に対する課徴金納付命令の決定について」（2009年11月25日決定、課徴金額750万円）¹⁰⁾が存在する。

（ii）刑事上の主要なエンフォースメント

重要事項に虚偽表示のある公開買付開始公告等を公告等した者又は重要事項に虚偽記載のある公開買付届出書等を提出した者は、10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金又はその併科が科せられる（金商197条1項2号・3号）。また、法人に対する両罰規定も存在しており、7億円以下の罰金が科せられる（同207条1項1号）。

また、公開買付開始公告等を行わない者又は公開買付届出書等を提出しない者は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はその併科が科せられる（金商197条の2第4号・5号）。また、法人に対する両罰規定も存在しており、5億円以下の罰金が科せられる（同207条1項2号）。

（6）近時のトピック

（i）公開買付けを用いた不正取引（公開買付けの予告）

公開買付けの実務においては、公開買付者が、公開買付けを公

10) <https://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20091125-1.html>

参考文献

本文中引用した文献や、以下に掲記の文献のほか、経済刑法や各法令についての基本書・教科書・注釈書・判例集も参照されたい。

【コンプライアンスの基本】

- ・経営法友会マニュアル等作成委員会編『コンプライアンス・プログラム作成マニュアル』（商事法務、2002年）
- ・國廣正『企業不祥事を防ぐ』（日本経済新聞出版社、2019年）
- ・中村直人編著『コンプライアンス・内部統制ハンドブック』（商事法務、2017年）
- ・中村直人編著『コンプライアンス・内部統制ハンドブックⅡ』（商事法務、2019年）
- ・高巖『コンプライアンスの知識（第3版）』（日経文庫、2017年）
- ・山口利昭『不正リスク管理・有事対応』（有斐閣、2014年）
- ・久保利英明『経営改革と法化の流れ』（商事法務、2007年）
- ・八田進二・小宮信夫監修『悪意の見える化とリスク・マネジメント』（NTS、2024年）
- ・後藤啓二『企業コンプライアンス』（文春新書、2006年）

【企業不祥事の類型ごとのコンプライアンス・危機管理のポイント】

- ・芝原邦爾ほか編著『経済刑法——実務と理論』（商事法務、2017年）
- ・木目田裕監修、西村あさひ法律事務所・危機管理グループ編『危機管理法大全』（商事法務、2016年）
- ・木目田裕・佐伯仁志編『実務に効く企業犯罪とコンプライアンス判例精選』（有斐閣、2016年）
- ・西村あさひ法律事務所・危機管理グループ『実例解説 企業不祥事対応——これだけは知っておきたい法律実務（第2版）』（経団連出版、2014年）
- ・長島・大野・常松法律事務所編『不祥事対応ベストプラクティス』（商事法務、2015年）
- ・森・濱田松本法律事務所編『企業危機・不祥事対応の法務（第2版）』（商事法務、2018年）
- ・八田進二監修、一般社団法人日本公認不正検査士協会編『企業不正対応の実務 Q&A』（同文館出版、2011年）
- ・竹内朗編『図解 不祥事の予防・発見・対応がわかる本』（中央経済社、2019年）

【法律実務家のための基礎知識】

法律実務家のためのコンプライアンスと危機管理の基礎知識

2025 年 6 月 30 日 初版第 1 刷発行

監修・執筆 木目田 裕
編 者 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
危機管理グループ
発行者 江草貞治
発行所 株式会社有斐閣
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17
<https://www.yuhikaku.co.jp/>
装 丁 嶋田典彦 (PAPER)
印 刷 株式会社理想社
製 本 牧製本印刷株式会社
装丁印刷 株式会社享有堂印刷所

落丁・乱丁本はお取替いたします。定価はカバーに表示してあります。

©2025, KIMEDA Hiroshi / Nishimura & Asahi

Printed in Japan ISBN 978-4-641-13975-6

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。